

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1. 目的

この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (2) 「個別届出自動車」とは、4. (1) 又は (3) の自動車をいう。
- (3) 「代表届出自動車」とは、4. (2) 又は (4) の自動車をいう。
 なお、附則 2 の 3.2. (2) 後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。
- (4) 「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。
- (5) 「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。

3. 附則の適用

自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

- ① 指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車
 附則 1 当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車）
- ② 事前届出対象自動車のうち、4. (1) 又は (2) の自動車
 附則 2 事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）
- ③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3) 又は (4) の自動車
 附則 3 事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車））
- ④ 事前届出対象自動車のうち、4. (5) の自動車
 附則 4 事前提出書面の審査（特定の被牽引自動車）

4. 事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

- (1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）
 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。
 ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。
 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。
 - ① 新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するものに限る。）以外の自動車であって、同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ② 新型届出自動車又は共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するものに限る。）であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
 - ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている 自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ④ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合

⑤ 本則 7-51-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合

⑥ 構造・装置の変更等が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）	3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	
第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準	○	○
第 8 条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添 95	自動車の走行性能の技術基準（原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限る。）	○	○
		細目告示別添 96	連結車両の走行性能の技術基準	○	○
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添 1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準	○	○
第 9 条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	○	○
第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準	○	○
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則	○	○
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	細目告示別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	—
		細目告示別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	○	△
		細目告示別添 9	イモビライザの技術基準	○	○
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
		細目告示別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	○	○
		UN R131	衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	○	○
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		技術基準通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 12	乗用車の制動装置の技術基準	○	○
		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則	○	○
		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協	○	○

			定規則		
		UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則	○	○
6-17、7-17 二輪車の制動装置	細目告示 別添 13		二輪車の制動装置の技術基準	○	—
		UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則	○	—
	細目告示 別添 14		制動液漏れ警報装置の技術基準	○	○
6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示 別添 15		トレーラの制動装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	○	○
	UN R13		トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
第13条 連結車両の制動装置	6-20、7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	細目告示 別添 93	連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準	○	○
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	○	○
第15条 燃料装置	6-22、7-22 燃料装置	細目告示 別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	○	○
		細目告示 別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	○	○
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則	○	○
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第17条 高压ガス燃料装置	6-24、7-24 高压ガスの燃料装置	細目告示 別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準	○	△
		細目告示 別添 19	自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準	○	△
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 118	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	○	○
		GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一技術規則	○	○
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則	○	○

		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第17条の2 電気装置	6-25、7-25 電気装置	細目告示 別添110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	△
		細目告示 別添101	燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	○
		細目告示 別添111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	○	○
		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則	○	○
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	○	—
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
第18条 車枠及び車 体	6-27、6-28、 6-29、6-30、 7-27、7-28、 7-29、7-30 衝突時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	細目告示 別添23	前面衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		細目告示 別添104	オフセット衝突時の乗員保護の技術基準	○	○
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添24	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準	○	○
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	○	○
	6-31、7-31 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	細目告示 別添99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	○	○
		UN R127	歩行者保護に係る協定規則	○	○
	6-31の2、7-31 の2 転覆時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る技術基準	○	△
第18条の2 巻込防止装 置等	6-34、7-34 突入防止装置	技術基準 通達別添 19	突入防止装置の技術基準	○	○
		細目告示 別添25	突入防止装置の技術基準	○	○

		細目告示別添 26	突入防止装置取付装置の技術基準	○	○
		UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-34-2-2 (3) を適用する自動車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。)	○	○
	6-35、7-35 前部潜り込み防止装置	細目告示別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置の技術基準	○	○
第 20 条 乗車装置	6-37、7-37 乗車装置	細目告示別添 28	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準	○	○
		細目告示別添 87	サンバイザの衝撃吸収の技術基準	○	○
第 21 条 運転者席	6-38、7-38 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則	○	△
第 22 条 座席	6-39、7-39 座席	技術基準通達別添 22	座席及び座席取付装置の技術基準	○	○
		技術基準通達別添 23	シートバック後面の衝撃吸収の技術基準	○	○
		細目告示別添 30	座席及び座席取付装置の技術基準	○	○
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	○	○
第 22 条の 3 座席ベルト等	6-41、7-41 座席ベルト等	細目告示別添 31	座席ベルト取付装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 32	座席ベルトの技術基準	○	○
		細目告示別添 33	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準	○	○
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則	○	○
第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	6-43、7-43 頭部後傾抑止装置	技術基準通達別添 27	頭部後傾抑止装置の技術基準	○	○
		細目告示別添 34	頭部後傾抑止装置の技術基準	○	○
第 22 条の 5 年少者用補助乗車装置等	6-44、7-44 年少者用補助乗車装置等	細目告示別添 35	年少者用補助乗車装置の技術基準	○	○
		UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則	○	○
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	○	○
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	○	○
		UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	○	○

第 25 条 乗降口	6-47、7-47 乗降口	技術基準 通達別添 29 の 2	とびらの開放防止の技術基準	○	○
		細目告示 別添 36	とびらの開放防止の技術基準	○	○
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	○	○
第 29 条 窓ガラス	6-51、7-51 窓ガラス	細目告示 別添 37	窓ガラスの技術基準	○	○
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則	○	○
第 32 条 前照灯等	6-62、7-62 走行用前照灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-63、7-63 すれ違い用前 照灯	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	○	△
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-64、7-64 配光可変型前 照灯	UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則	○	△
	6-66、7-66 前照灯洗浄器	細目告示 別添 55	前照灯洗浄器の技術基準	○	△
		細目告示 別添 56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付 装置の技術基準	○	△
第 43 条 警音器	6-93、7-93 警音器	UN R28	警音器に係る協定規則	○	△
		細目告示 別添 74	警音器の警報音発生装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添 75	警音器の技術基準	○	△
第 43 条の 5 盗難発生警 報装置	6-97、7-97 盗難発生警報 装置	細目告示 別添 78	盗難発生警報装置の技術基準	○	○
第 43 条の 6 車線逸脱警 報装置	6-98、7-98 車線逸脱警報 装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則	○	○
第 43 条の 7 車両接近警 報装置	6-98 の 2、7-98 の 2 車両接近警報 装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則	○	△
第 44 条 後写鏡等	6-99、7-99 後写鏡	UN R46	間接視界に係る協定規則	○	○
		細目告示 別添 79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準	○	△
		細目告示 別添 80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	○	○
第 45 条 窓ふき器等	6-101、7-101 窓ふき器等	細目告示 別添 84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射 装置の技術基準	○	△
		細目告示 別添 86	デフロスタの技術基準	○	△
		細目告示 別添 85	バス及びトラックの洗浄液噴射装置 の技術基準	○	△
第 46 条 速度計等	6-102、7-102 速度計等	UN R39	速度計に係る協定規則	○	△
		細目告示	速度計の技術基準	○	△

		別添 88			
第 48 条の 2 運行記録計	6-105、7-105 運行記録計	細目告示 別添 89	運行記録計の技術基準	○	△
第 48 条の 3 速度表示装置	6-106、7-106 速度表示装置	細目告示 別添 90	速度表示装置の技術基準	○	△

注 1：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

注 2：○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。

(2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車）

(1) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）（個別届出自動車）

次の①又は②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

① 自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める牽引自動車をいう。

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
第 4 条の 2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準

② 次に掲げる変更により、当該自動車に適用される技術基準等（(1)の表に掲げるもの。）の適合性について書面により改めて審査する必要があると認める自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）。

ア 用途、乗車定員、車両総重量の変更（(ア) から (カ) の別）

- (ア) 乗車定員 9 人以下の乗用自動車
- (イ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t 以下の乗用自動車
- (ウ) 乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 5.0t を超える乗用自動車
- (エ) 車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車
- (オ) 車両総重量が 3.5t を超え 12.0t 以下の貨物自動車
- (カ) 車両総重量が 12.0t を超える貨物自動車

イ 乗車定員の変更（11 人以上、10 人の別）

ウ 自動車の種別の変更（普通、小型、軽の別）

(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）（代表届出自動車）

(3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(5) 特定の被牽引自動車

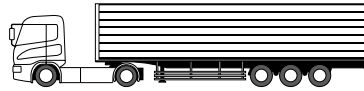
次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。

ただし、本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車又は幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車を除く。

① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

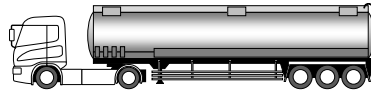
ア パン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：パンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



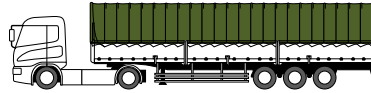
イ タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



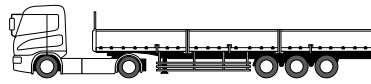
オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



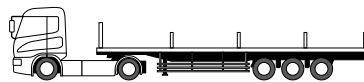
カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



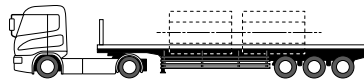
キ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 最遠軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの

イ 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの

ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの

エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であつて、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの

オ 最遠軸距が 9.5m 以上であつて、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

5. 様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則 1	附則 2	附則 3	附則 4
--	------	------	------	------

第1号様式（その1及びその2） 新規検査等届出書	○	○	○	○
第2号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	—
第3号様式 連結検討書	○	○	○	○
第4号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○
第5号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	○	○	—	—
第6号様式 欠番				
第7号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書	—	○	○	○
第8号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	—	○	○	○
第9号様式（その1及びその2） 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について [代表届出自動車]	—	○	—	—
第10-1号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ）	—	○	○	—
第10-2号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ）	—	○	—	○
第10-3号様式 自動車検査証の備考欄入力事項（牽引自動車又は被牽引自動車）	—	○	○	○
別表第1 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表	—	○	○	—
別紙1 検査証明書	○	○	—	○

注：欄中の○印は関係する書面を示し、—印は該当しないことを示す。

附則 1

当日提出書面の審査
(事前届出対象自動車以外の自動車)

1. 目的

この附則は、指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者、又は、本要領 4. (3) に定めるものにあつては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）及び本要領 4. (3) に定めるものにあつては、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		区分			
		乗用	貨物	その他	
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））		○	○	○	
自動車を特定する書面		○	○	○	
添 付 資 料	諸元表又は車両諸元要目表	○	○	○	
	外観図	※1	△	○	
	重量分布計算に関する書面	△	△	△	
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	※2	△	
	最小回転半径に関する書面	△	△	△	
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）	—	△	—	
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3	
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4	
	技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△	
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△	
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	—	△	△	
	連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	—	△	△	
改造自動車審査結果通知書等	△	△	△		
その他書面	△	△	△		

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、—印は該当しないことを示す。

(2) 区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。

(3) ※1 は、乗合自動車であつて重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には—印とする。

- (4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車（4.1.（3）②に該当するものを除く。）は○印、それ以外の自動車は△印とする。
- (5) ※3 は、被牽引自動車は一印、それ以外の自動車は○印とする。
- (6) ※4 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は一印とする。
- (7) 添付資料の詳細は、4.に規定する。
- (8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (9) 完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書（第1号様式（その2））及び添付資料を省略することができる。
- (10) 本則4-15（2）に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
- (11) 次に掲げる自動車にあっては、本表における添付資料のうち、施行規則第36条第5項に規定する書面及び施行規則第36条第6項に規定する書面以外のものを省略することができる。
- ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車
 - ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
- (12) 本要領4.（3）に定める自動車であって次に掲げるものにあっては、本表における添付資料を省略することができる。
- ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車
 - ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車
- (13) 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨を記載したものにあっては、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

3.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等とは新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に新規検査等の際に提出するものとする。
- ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車であって同日中に受検するものについては、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。
- なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。
- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））・・・1部
 - ② 新規検査等届出書（第1号様式（その2））・・・車台番号毎
 - ③ 自動車を特定する書面・・・車台番号毎
 - ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。

4. 届出書等の記載要領等

4.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））

- (1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。
- (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
- また、届出者の印（署名の場合を除く。）が押印されていること。

(3)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

- ① 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの
- ② 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであつて、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）に代えて基本となる類別（類別区分番号）を記載するもの
 - ア 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄「類別設定無」又は「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」
 - イ 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証（排出ガス検査終了証の備考欄）類別設定がないものとして「型式指定番号※1」又は当該型式で認証を受けていない仕様に変更があるものとして「型式指定番号※2」
- ③ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの
- ④ 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等に類別（類別区分番号）が記載されていないもの。

(4)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であつて、代表届出自動車ですべての事前審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。

また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別（類別区分番号）」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。

（活用期限の例）

- ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日
- ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日

(5)「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。

(6)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印、未実施の場合は×印が付されていること。

(7)「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（4.1.（3）②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印が付されていること。

(8)「当該型式・類別（類別区分番号）」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。

この場合において、共通構造部型式指定自動車（4.1.（3）②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

- ① 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置
- ② 共通構造部型式指定自動車

共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構

造・装置。

ただし、4.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元
要目表に記載する構造・装置

(記載例) 燃料タンク増設、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、
キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキ
ャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追
加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリ
ング変更

(9)「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音
防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されていること。

(10)次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。

① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有す
る構造・装置に付されている自マーク又は㊟マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車に
あつては、当該型式指定番号が記載されていること。

② 本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更し
た自動車にあつては、当該記号が記載されていること。

③ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。

④ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が
記載されていること。

⑤ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記
載されていること。

⑥ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする
自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、
その旨が記載されていること。

⑦ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、
その旨が記載されていること。

(11)訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。

なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であつて、その直下に
訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。

(記載例)型式・類別(類別区分番号)欄訂正 1字削除1字加入

(12)(4)から(10)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載するこ
とができる。

4.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

(1)記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要
しないものとする。

例えば、

① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オ
ーバーハング」、「オフセット」、「前2軸車の補正值」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸
重限度」、「前輪荷重割合」

② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載
量」

③ トレーラ(ポール・トレーラを含む。)の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃
料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内
法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正值」、「最大積載量」、「許容軸重限度」

(2)諸元確認者の「印」欄の押印は任意とする。

(3)「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。

(4)「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であつて貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上

の自動車以外の自動車の場合は任意とする。

- (5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。
- (6) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
- (7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

4.3. 自動車を特定する書面

完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等が提示されていること。

4.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

- (1) 型式指定自動車及び新型届出自動車
自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の諸元表
- (2) 共通構造部型式指定自動車
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式の諸元表。
ただし、4.1. (3) ②に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。
- (3) 輸入自動車特別取扱自動車
輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の車両諸元要目表

4.5. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

- (1) 乗用自動車
- (2) 乗合自動車
- (3) 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。）
- (4) 特殊用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあつては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）
- (5) 二輪自動車
- (6) 側車付二輪自動車

4.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、4.1. (3) ②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 2 軸の自動車であつて、指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの

4.7. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.8. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）

騒音試験の結果を表す書面等が提示されていること。

ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの

4.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

- ① 完成検査終了証

- ② 排出ガス検査終了証
 - ③ 排出ガス試験の結果を表す書面
- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号（類別）に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあつては、(1) ①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
- この場合において、WLTC モードを実施した自動車にあつては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に 7-55-1-2 (2) の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。
- ① 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣性重量が確認できる書面
 - ② 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであつて、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの
 - ③ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式）

4.10. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第 4 号様式）
- (2) 自動車製作者が発行した検査証明書（別紙 1）
- (3) 本則 4-12-1 (1) に規定する書面

4.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。

- (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）
 - ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合

4.12. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面

- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 本則 7-115 の最大積載量の算定にあつては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。

4.13. 連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

4.14. 改造自動車審査結果通知書等

改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の原本が提示されていること。

4.15. その他書面

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書（別紙 1）が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。
 - ① 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第 3 号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合
 - 【その他欄に記載する内容】
 - 当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書を添付
 - ② 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証（排出ガス検査終了証の備考欄）に「型式指定番号※2」の記載がある場合
 - 【その他欄に記載する内容】
 - ※2 の出荷検査証のため検査証明書を添付
- (2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする

る。

(3) 特段の必要がない場合には省略することができる。

5. 現車審査

(1) 現車審査は、提出された届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。

(2) 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録されている届出書等の書面（PDF ファイル）の内容との同一性を確認するものとする。

6. 届出書等の保存期間

新規検査等が終了した自動車の届出書等は、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

附則 2

事前提出書面の審査
(技術基準等の審査を要する自動車)

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4. (1) 又は (2) の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		区分		
		乗用	貨物	その他
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））		○	○	○
自動車を特定する書面		○	○	○
添 付 資 料	諸元表又は車両諸元要目表	○	○	○
	外観図	※1	△	○
	重量分布計算に関する書面	△	△	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	※2	△
	最小回転半径に関する書面	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）	—	△	—
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※3	※3	※3
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※4	※4	※4
	技術基準等への適合性を証する書面	○	○	○
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	—	△	△
	連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	—	△	△
	改造自動車審査結果通知書等	△	△	△
その他書面	△	△	△	

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、—印は該当しないことを示す。

(2) 区分欄の「乗用」は、乗合自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車を含むものとする。

(3) ※1 は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外の場合には—印とする。

(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車（7.1. (3) ②に該当するものを除く。）は○印、それ以外の自動車は△印とする。

- (5) ※3 は、被牽引自動車は一印、それ以外の自動車は〇印とする。
- (6) ※4 は、内燃機関を原動機とする自動車は〇印、それ以外の自動車は一印とする。
- (7) 添付資料の詳細は、7. に規定する。
- (8) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている ㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (9) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。

3.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））・・・1 部
 - ② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））・・・車台番号毎
 - ③ 自動車を特定する書面・・・車台番号毎
 - ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 代表届出自動車にあっては、代表車 1 台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。
この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合には、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。
「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。
 - ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車
 - ② 技術基準等の適合性審査に係る構造・装置が同一
 - ③ 代表届出自動車との型式の相違理由は、自動車型式認証実施要領附則 1 別表第 1 の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ
 - ④ 改造自動車審査結果通知書等を用いない自動車
 - ⑤ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表以外の添付書面に相違がないもの
 - (3) 届出書等は、3.1. の表に記載されている順に編綴するものとする。
 - (4) 届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
 - (5) (4) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

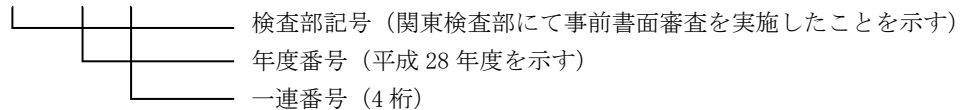
- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (5) に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。

なお、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。

- ① 個別届出自動車
事務所等で定める一連番号とする。
- ② 代表届出自動車
検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号（4 桁）を組み合わせたものとする。

(例) 関東検査部の場合

関東技審 28-0001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

4.2. 不受理

(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2. (4) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。

(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第 7 号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨 (例：○年○月○日取下げ) を登録するものとする。

5. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

6. 書面審査

事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。

7. 届出書等の記載要領等

7.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))

(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。

ただし、代表届出自動車にあっては、この限りでない。

(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長 (代表届出自動車にあっては地方検査部の長) の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先 (届出責任者の氏名) 及び電話番号が記載されていること。

また、届出者の印 (署名の場合を除く。) が押印されていること。

(3) 「型式・類別 (類別区分番号)」欄の類別 (類別区分番号) は、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区

分番号) が記載されていること。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

- ① 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの
 - ② 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであつて、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)に代えて基本となる類別(類別区分番号)を記載するもの
 - ア 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄
「類別設定無」又は「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」
 - イ 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証(排出ガス検査終了証の備考欄)
類別設定がないものとして「型式指定番号 ※1」又は当該型式で認証を受けていない仕様に変更があるものとして「型式指定番号※2」
 - ③ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの
- (4) 「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
- (5) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印、未実施の場合は×印が付されていること。
- (6) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付されていること。
- (7) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。
- この場合において、共通構造部型式指定自動車(7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。
- なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。
- ① 型式指定自動車及び新型届出自動車
自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置
 - ② 共通構造部型式指定自動車
共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置。
ただし、7.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。
 - ③ 輸入自動車特別取扱自動車
輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置
- (記載例) 燃料タンク増設、カブラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更
- (8) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されていること。
- (9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
- ① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更した

ものを含む。)であって、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。

また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。

(活用期限の例)

- ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、令和4年3月31日
- ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、令和5年3月31日

- ② 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は㊟マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあつては、当該型式指定番号が記載されていること。
 - ③ 本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあつては、当該記号が記載されていること。
 - ④ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。
 - ⑤ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。
 - ⑥ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。
 - ⑦ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。
 - ⑧ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。
- (10) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。

なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であつて、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。

(記載例) 型式・類別(類別区分番号) 欄訂正 1字削除1字加入

- (11) (4)から(9)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

- (1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

- ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前2軸車の補正值」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」
 - ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」
 - ③ トレーラ(ポール・トレーラを含む。)の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」
 - ④ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正值」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
- (2) 諸元確認者の「印」欄の押印は任意とする。
- (3) 「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。
- (4) 「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であつて貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
- (5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。

- (6) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。
- (7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

7.3. 自動車を特定する書面

完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証又は輸入自動車特別取扱届出済書等の写しが添付されていること。

ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該自動車が特定できない等の理由により当該書面が提出できないものにあつては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、自動車を特定する書面の添付を省略することができる。

7.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

- (1) 型式指定自動車及び新型届出自動車
自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表
- (2) 共通構造部型式指定自動車
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。
ただし、7.1. (3) ②に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。
- (3) 輸入自動車特別取扱自動車
輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

7.5. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

- (1) 乗用自動車
- (2) 乗合自動車
- (3) 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。）
- (4) 特殊用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあつては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）
- (5) 二輪自動車
- (6) 側車付二輪自動車

7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、7.1. (3) ②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 2軸の自動車であつて、指定自動車等を基本として、リヤリフトゲートの装備、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの

7.7. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）

騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。

ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの
- ③ 代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの

7.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 - ① 完成検査終了証の写し
 - ② 排出ガス検査終了証の写し
 - ③ 排出ガス試験の結果を表す書面
 - ④ 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料
- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であって、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号（類別）に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。
 この場合において、WLTC モードを実施した自動車にあっては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に7-55-1-2 (2) の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。
 - ① 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣性重量が確認できる書面
 - ② 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの
 - ③ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第5号様式）
- (3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。

7.10. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）
- (2) 自動車製作者が発行した検査証明書（別紙1）
- (3) 本則4-12-1 (1) に規定する書面
- (4) 別表第1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。

（記載例） ・別表第1適用トラクタ

7.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

- (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）
 - ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合
- (2) 使用者の事業等に関する書面
 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載した場合

7.12. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面

- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 本則7-115の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。

7.13. 連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.14. 改造自動車審査結果通知書等

改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。

ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。

7.15. その他書面

(1) 次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書（別紙1）が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。

① 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合

【その他欄に記載する内容】

当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書を添付

② 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証（排出ガス検査終了証の備考欄）に「型式指定番号※2」の記載がある場合

【その他欄に記載する内容】

※2の出荷検査証のため検査証明書を添付

(2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。

(3) 特段の必要がない場合には省略することができる。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

① 個別届出自動車

第8号様式、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式

② 代表届出自動車

第9号様式（その1及びその2）、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

(1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。

(2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第1号様式（その1））の写しを届出者に交付するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

(1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。

(2) 書面審査に要した届出書等の書面一式（第9号様式（その1）を除く。）をPDFファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

9. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.2. 取下願出書（第7号様式）

受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

(1) 個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日

② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

4.2. (1) なお書き②又は4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

附則 3

事前提出書面の審査

(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車(用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車))

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車(本要領 4. (3) 又は (4) の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		区分	別添 2 4. (3) ① の自動車	別添 2 4. (3) ② の自動車
		新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1 及びその 2))	○	○
自動車を特定する書面		○	○	
添 付 資 料	諸元表又は車両諸元要目表	○	△	
	外観図	△	△	
	重量分布計算に関する書面	△	△	
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	△	
	最小回転半径に関する書面	△	△	
	連結車両総重量及び牽引重量計算書(第 2 号様式)	△	—	
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面(騒音規制)	※1	※1	
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面(排出ガス規制)	※1	※1	
	技術基準等への適合性を証する書面	○	○	
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付国自技第 201 号国自整第 350 号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	—	
	連結検討書(第 3 号様式)又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	△	—	
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△	—	
	その他書面	△	△	

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。

(2) 添付資料の詳細は、7. に規定する。

(3) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。

(4) ※1 は、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の申請をする自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

3.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事

務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））…1部
 - ② 新規検査等届出書（第1号様式（その2））…車台番号毎
 - ③ 自動車を特定する書面…車台番号毎
 - ④ 添付資料…重複するものは省略可能
- (2) 代表届出自動車にあつては、代表車1台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。
- (3) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (4) 届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
- (5) (4)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が举证責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

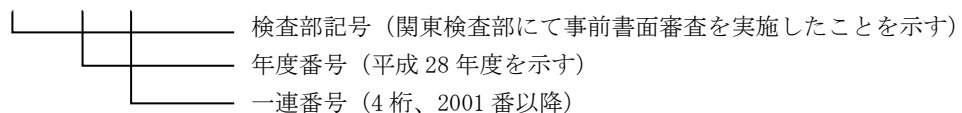
- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、別添16「業務量統計システム報告要領」2.（5）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。

なお、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。

- ① 個別届出自動車
事務所等で定める一連番号とする。
- ② 代表届出自動車
検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。
この場合において、一連番号は2001番以降とする。

（例）関東検査部の場合

関東技審 28-2001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

4.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2.（4）により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等に記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。

- (2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下願出書は、第 7 号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。

5. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から 15 日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

6. 書面審査

事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。

7. 届出書等の記載要領等

7.1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

- (1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。
ただし、代表届出自動車にあつては、この限りでない。
- (2) 「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であつて、代表届出自動車で事前書面審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。
なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 5 年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。
また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。
（活用期限の例）
- ・「関東技審 28-2001」を活用できる期限は、令和 4 年 3 月 31 日
 - ・「関東技審 29-2301」を活用できる期限は、令和 5 年 3 月 31 日
- (3) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
また、届出者の印（署名の場合を除く。）が押印されていること。
- (4) 「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。
ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
- ① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車
 - ② 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの
 - ③ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの
 - ④ 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別（類別区分番号）が記載されていないもの
- (5) 「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に

掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。

この場合において、共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。

① 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の諸元表に記載する構造・装置

② 共通構造部型式指定自動車

共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置。

ただし、附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置

（記載例）燃料タンク増設、カブラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、前部霧灯取外し

(6) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が「その他」欄に記載されていること。

(7) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。

なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。

（記載例）型式・類別（類別区分番号）欄訂正 1 字削除 1 字加入

(8) (5) から (6) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

7.2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、

① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正值」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」

② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」

③ トレーラ（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

④ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正值」、「最大積載量」、「許容軸重限度」

(2) 諸元確認者の「印」欄の押印は任意とする。

(3) 「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。

(4) 「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。

(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。

(6) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

(7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

7.3. 自動車を特定する書面

自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。

7.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

- (1) 型式指定自動車及び新型届出自動車
自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の諸元表
- (2) 共通構造部型式指定自動車
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式の諸元表。
ただし、附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。
- (3) 輸入自動車特別取扱自動車
輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1 又は第 2 号様式の 2 の車両諸元要目表

7.5. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車以外の自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、附則 2 の 7.1. (3) ②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

- (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの
- (2) 2 軸の自動車であつて、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの
- (3) 最大安定傾斜角度に関する書面について、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機により計測する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したものであつて、かつ、当該届出が提出された事務所等の長が、当該事務所の審査機器等の状況に応じて現車審査時において傾斜角度測定機により計測した値に代えることが可能と判断したもの

7.7. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.8. 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）

騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。

ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの
- ③ 代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載したもの

7.9. 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

- ① 排出ガス試験の結果を表す書面
- ② 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料

- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であつて、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号（類別）に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、(1) ①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。

この場合において、WLTC モードを実施した自動車にあつては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に 7-55-1-2 (2) の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。

- ① 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣

性重量が確認できる書面

- ② 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの
- ③ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第5号様式）

(3) 代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載した場合には、(1)及び(2)にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。

7.10. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）
- (2) 本則4-12-1（1）に規定する書面
- (3) 別表第1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。

（記載例） ・別表第1適用トラクタ

7.11. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面

- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 本則7-115の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。

7.12. 連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.13. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等

試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。

ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。

7.14. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。
- (2) 特段の必要がない場合には省略することができる。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

- ① 個別届出自動車
第8号様式、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式
- ② 代表届出自動車
第9号様式（その1及びその2）、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第1号様式（その1））の写しを届出者に交付するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

- (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。
- (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式をPDFファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

9. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.2. 取下願出書（第7号様式）

受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

- (1) 個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。
 - ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日
 - ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

4.2. (1) なお書き②又は4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

附則 4

事前提出書面の審査
(特定の被牽引自動車)

1. 目的

この附則は、事前届出対象自動車（本要領 4. (5) の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		区分	特定の被牽引自動車
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1 及びその 2））			○
自動車を特定する書面			○
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表		○
	外観図		○
	重量分布計算に関する書面		△
	最大安定傾斜角度に関する書面		△
	最小回転半径に関する書面		△
	技術基準等への適合性を証する書面		△
	特種用途自動車の構造要件に関する書面		△
	物品を積載する装置の構造に関する書面		○
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面		△
	連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」		○
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等		△
その他書面		△	

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。

(2) 添付資料の詳細は、7. に規定する。

(3) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている 自マーク又は ㊟マークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

(4) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4 「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。

3.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。

ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台届出

とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））…1部
 - ② 新規検査等届出書（第1号様式（その2））…車台番号毎
 - ③ 自動車を特定する書面…車台番号毎
 - ④ 添付資料…重複するものは省略可能
- (2) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (3) 届出書等の提出は、原則として、事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
- (4) (3)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。

なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。
- (2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、別添16「業務量統計システム報告要領」2.（5）に定める必要事項を業務量統計システムに登録するものとする。

なお、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。

4.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。

なお、3.2.（3）により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。
- ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。

- (2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1)①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則4-13-2（5）で規定する取下願出書は、第7号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、業務量統計システム中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を登録するものとする。

5. 書面審査の審査期間

書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

6. 書面審査

事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。

7. 届出書等の記載要領等

7.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））

- (1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。

- (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
また、届出者の印（署名の場合を除く。）が押印されていること。
- (3) 「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。
ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
- ① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車
 - ② 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別（類別区分番号）に代えてその車両仕様記号を記載するもの
 - ③ 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄に次に掲げる記載があるものであつて、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）に代えて基本となる類別（類別区分番号）を記載するもの
ア 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄
「類別設定無」又は「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」
 - ④ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの
- (4) 「出荷検査証 発行年月日」欄は、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
- (5) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（7.1.（3）②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印が付されていること。
- (6) 「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあつては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。
この場合において、共通構造部型式指定自動車（7.1.（3）②に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。
なお、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。
- ① 新型届出自動車
自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置
 - ② 共通構造部型式指定自動車
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置。
ただし、7.1.（3）②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。
 - ③ 輸入自動車特別取扱自動車
輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置
（記載例） アルミホイール化、タイヤインチアップ、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、スタンション（○本）取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設
- (7) 物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。
（記載例） 物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション（○本）型、船底型）
- (8) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。
- ① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあつては、当該型式指定番号が記載されていること。
 - ② 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該

通知書等の番号が記載されていること。

なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。

- (記載例) ・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号」による。
 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出)
 ・フレーム延長改造については同時届出。

(9) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。

なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。

(記載例) 型式・類別(類別区分番号)欄訂正 1字削除1字加入

(10) (4) から (8) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))

(1) 記載項目に漏れがないこと。

ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。

例えば、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」

(2) 諸元確認者の「印」欄の押印は任意とする。

(3) 「車体の塗色」及び「有効期限」欄の記載は任意とする。

(4) 「消音器・原動機等の改造 有・無」及び「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は不要とする。

(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。

(6) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

(7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

7.3. 自動車を特定する書面

完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。

なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することにより。

7.4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

(1) 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表

(2) 共通構造部型式指定自動車

共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。

ただし、7.1.(3)②に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。

(3) 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

7.5. 外観図

外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。

7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面

重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車(共通構造部型式指定自動車にあつては、7.1.(3)②に該当するものに限る。)にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

7.7. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあつては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置)」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）
- (2) 自動車製作者が発行した検査証明書（別紙1）
- (3) 本則4-12-1（1）に規定する書面

7.8. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。

- (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）
 - ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合

7.9. 物品を積載する装置の構造に関する書面

外観図及び強度検討書等により、本則7-2-2及び7-2-3の規定に適合していることが確認できるものであること。

なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であつて、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあつては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。

7.10. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面

- (1) 適切な書面が添付されていること。
- (2) 本則7-115の最大積載量の算定にあつては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。

7.11. 連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

7.12. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等

試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。

なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することによい。

7.13. その他書面

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書（別紙1）が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。
 - ① 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合

【その他欄に記載する内容】

当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書を添付
- (2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。
- (3) 特段の必要がない場合には省略することができる。

8. 書面審査の決裁等

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第8号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

なお、併せて業務量統計システムに決裁年月日の登録を行うものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出

者に速やかに連絡するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

- (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。
- (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式を PDF ファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。

9. 現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、業務量統計システムに検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から 3 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.2. 取下願出書（第 7 号様式）

受理日から 1 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等

- (1) 書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。
 - ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日
 - ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日

10.4. 不受理の届出書等

4.2. (1) なお書き②又は 4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

第1号様式（その1）（別添2の5.関係）

新規検査	新規検査等届出書	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号	受付印 年 月 日
予備検査		要	不要		
構造等変更検査					
独立行政法人自動車技術総合機構 殿 届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（届出責任者の氏名） 電 話 番 号					
型式・類別（類別区分番号）					

事前審査管理番号					
共通構造部型式指定自動車		出荷検査証 発行年月日 : 年 月 日			
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの		前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定 : 適合の確認 ()			
共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況					
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無：() 有：変更した仕様 () 同一型式内 () 同一型式以外	最大積載量 無：() 有：変更した仕様 () 同一型式内	乗車定員 無：() 有：変更した仕様 () 同一型式内 () 同一型式以外	許容限度 無：() 有：変更した仕様 () 同一型式内	

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置	
・構造・装置の変更有無 : 有（以下のとおり ()）・別紙のとおり ()）・無 ()	
・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有 ()）・無 ()	

その他

備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。 (日本工業規格 A列4番)

第1号様式（その2）（別添2の5. 関係）

新規検査等届出書

基本情報

諸元確認者の氏名又は名称 (電話)	所在地	印
車名・型式	車台番号	
種別・用途	車体形状	

原動機

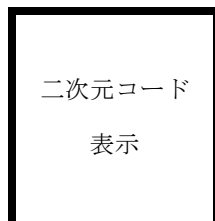
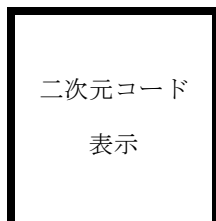
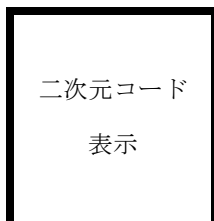
原動機の型式	総排気量又は定格出力	L kW	燃料の種類
--------	------------	---------	-------

車両寸法

全長	[] m	全幅	m	全高	m
荷台内法長さ	m	荷台内法幅	m	荷台内法高さ	m
ホイールベース	m	計算上ホイールベース	m		
リヤ・オーバーハング	m	限度 (m)	オフセット	m	
同上[荷台内側]	m	$\leq 1/2 \cdot 11/20 \cdot 2/3$	計算上オフセット	m	

荷重分布

	前輪 (kg)	後輪 (kg)	合計 (kg)	車体の塗色	
車両重量					
前2軸車の補正值	補正 ()	補正 ()	補正 ()		
乗車定員 名					
最大積載量					
車両総重量					
許容軸重限度				最大安定傾斜角度	
タイヤサイズ	前		/	$\geq 25^\circ \cdot 30^\circ \cdot 35^\circ$	
	後			左	右
タイヤ推奨荷重				°	°
タイヤ負荷率	%	%	%	%	$\geq 20\%$
備考	消音器・原動機等の改造 有・無				有効期限
	燃料タンク 個	L	L	L	L
				保安用	
				二次元コード表示	



第2号様式（別添2の5.関係）

連結車両総重量及び牽引重量計算書

1. 連結車両総重量（GCW）

(1) 次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

・ $GCW \leq 164.51 \times kW \{121 \times PS\} - 1900$

・ $GCW \leq 4 \times Wd$

kW {PS}	: 牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW {PS}
Wd	: 牽引自動車の駆動軸重※2	kg
GCW	: 連結車両総重量※3	kg

※1 諸元表等の値をいう。

※2 積車時（第五輪荷重を負荷した状態）における軸重をいう。

※3 10kg未滿を切り捨てた値とする。

(2) 最高速度が60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあつては、(1)にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

・ $GCW \leq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{V_{max}}$

・ $GCW \leq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$

kW {PS}	: 牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW {PS}
V _{max}	: 牽引自動車の最高速度（1km/h未滿は切捨てる。） ※1	km/h
Q	: 牽引自動車の原動機の最大トルク※1	N・m
r	: 牽引自動車の最低変速段における全減速比※1	
R	: 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあつてはその値）※1	m
GCW	: 連結車両総重量※2	kg

※1 諸元表等の値をいう。

※2 10kg未滿を切り捨てた値とする。

2. 牽引重量（TC）

次の算式により牽引重量（TC）を算出するものとする。

・ $TC = GCW - (W - P)$

W	: 牽引自動車の車両総重量	kg
P	: 牽引自動車の第五輪荷重	kg
TC	: 牽引自動車の牽引重量	kg

第3号様式（別添2の5.関係）

連結検討書

	牽引自動車		被牽引自動車		
車名					
型式					
車体の形状					
車台番号					
適合しているブレーキシステムの基準 (いずれかにチェック) ※1	<input type="checkbox"/>	①細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又はUN R13	<input type="checkbox"/>	①細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」又はUN R13	
	<input type="checkbox"/>	②上記以外	<input type="checkbox"/>	②上記以外	
連結時全高 (mm)	A				$A \leq 3800$
前まわり半径 (mm)	B		b		$B > b$
すそまわり半径 (mm)	C		c		$C < c$
第五輪荷重、第五輪にかかる荷重 (kg)	D		d		$D \geq d$
車両総重量 (kg)	E		e		
連結車両総重量 (GCW) (kg)	F		---		
今回の組合せの連結車両総重量 (GCW) (kg)	$G = E + e - D$				$F \geq G$
連結時最大安定傾斜角度 (°)	H				$H \geq 35$
連結時最小回転半径 (m)	J				$J \leq 12$
総合判定 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 連結可能				
	<input type="checkbox"/> 連結不可能				

併せて次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
- (2) 牽引自動車の外観図
- (3) 被牽引自動車を特定する書面（自動車検査証等の写し等）
- (4) 被牽引自動車の外観図
- (5) 連結時最大安定傾斜角度に関する書面
- (6) 連結時最小回転半径に関する書面
- (7) 連結時主制動装置能力に関する書面
(※1において、牽引自動車又は被牽引自動車のいずれかが「②」に該当する場合に限る。)
- (8) 連結時駐車制動装置能力に関する書面
(※1において、牽引自動車が「②」に該当する場合に限る。)

第4号様式（別添2の5.関係）

_____年 ____月 ____日

技術基準等適合証明書

次の自動車は、下記に掲げる技術基準等に適合していることを証明いたします。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

記

■基準適合性への検討概要

--

注1 : 別紙により記載することができる。

■適合している技術基準等

注2 : 協定規則の場合には、「UN-*/**」と記入する。

注3 : 細目告示別添技術基準の場合には、「細目告示別添 **」と記入する。

注4 : 上記以外の場合には、適切に記入する。

注5 : 記入項目欄は、必要に応じて追加してもよい。

自動車製作者の名称及び所在地 : _____

証明者の氏名 : _____ 印

所属 : _____

職名 : _____

備考 : 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第5号様式（別添2の5.関係）

_____年 _____月 _____日

**完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の
重量増加に伴う排出ガス性能確認書**

次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1.又は2.に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と3.に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。

車名：_____ 型式：_____ 車台番号：_____

1. 比較した指定自動車等又は一酸化炭素発散防止装置指定自動車

車名：_____ 型式：_____ 最大の車両重量：_____ kg
一酸化炭素等発散防止装置の型式：_____ 型式指定番号：_____

2. 比較した試験自動車

○試験自動車

試験実施日：_____年 _____月 _____日 試験実施場所：_____

車名：_____ 型式：_____ 車台番号：_____

原動機の型式：_____ 変速機：_____ 使用燃料：_____

試験モード：_____ 試験時の車両重量：_____ kg

○試験成績（ _____年規制）

排出ガス成分	排出量	規制値
CO	g/km	g/km
NMHC	g/km	g/km
NOx	g/km	g/km
PM	g/km	g/km

3. 1.又は2.の自動車との関係性

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地 _____ :

確認者の氏名 _____ :

第 6 号様式 欠番

第7号様式（別添2の5.関係）

新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

印

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

(1) 車名

(2) 型式

(3) 車台番号

[シリアル番号]

(4) 主な事由

車両故障のため

顧客との売買契約破棄のため

その他 ()

備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

第8号様式（別添2の5.関係）

事前審査管理番号	<input type="checkbox"/> 新規検査	起 案	年	月	日	書面審査担当者
	<input type="checkbox"/> 予備検査	決 裁	年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 構造等変更検査					

新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について

所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官
伺				
標記について、審査事務規程本則並びに別添2「新規検査等提出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。				
記				
届 出 者				
車 名	型 式	車 台 番 号		

事前書面審査を実施した自動車の構造・装置	該当技術基準等

現車審査における指示事項	
	現車審査担当者

自動車検査証の備考欄入力事項

--

検査終了後の処理事項

職 権 打 刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車 台			年 月 日
原 動 機			

第9号様式（その1）（別添2の5.関係）

事前審査管理番号	起 案	年	月	日	書面審査担当者
	決 裁	年	月	日	
新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について [代表届出自動車]					
所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官	
伺					
<p>標記について、審査事務規程本則並びに別添2「新規検査等提出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式を共有ネットワークサーバに登録することとしてよろしいか伺う。</p>					
記					
届 出 者					
車 名					
型式・類別 (又は車両識別記号)					
附則2の3.2.(2)後段の規定を適用している自動車の型式					
車 台 番 号					
審査結果概要等	第9号様式（その2）による				
備 考					

第9号様式（その2）（別添2の5.関係）

事前審査管理番号		決 裁	年	月	日
届 出 者					
車 名	型式・類別（又は車両識別記号）	附則2の3.2.（2）後段の規定を適用している自動車の型式			

事前書面審査を実施した自動車の構造・装置	該当技術基準等
(注：特種用途自動車の構造要件等も記載すること)	(注：協定規則は「UN-*/**」と記載)

現車審査における指示事項	確認を要する添付資料
	(例：添付資料3ページ)

自動車検査証の備考欄入力事項
(注：網羅的に記載するよう留意すること)

その他
(注：改造自動車審査結果通知書番号等を記載すること)

第 10-1 号様式（別添 2 の 5. 関係）

自動車検査証の備考欄入力事項（トラクタ）

コード	入力事項	確認欄
	使用車種規制（NO _x ・PM）適合	
	平成13年騒音規制車 99（dB）	
920	燃料タンク 個 L L	
	速度抑制装置付	
630	保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合	
646	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。	
	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ kg 及び kg とする。	
	最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。 連結部移動量（ ~ mm）に応じて 第五輪荷重の範囲は kg ~ kg、 けん引重量の範囲は、 kg ~ kg となる。	
104	けん引できる被けん引車は、「重量税課税対象車」に限る	
	NO _x ・PM不適合	
	自 第 号 年 月 日	
改造内容	【0497】 車枠	【1000】 緩衝装置
	【0498】 車体	【1100】 走行装置
	【0397】 原動機	【1598】 連結装置
	【0398】 動力伝達装置	【1200】 燃料装置
	【0800】 制動装置	電気装置
	【0900】 操縦装置	

第10-2号様式（別添2の5.関係）

自動車検査証の備考欄入力事項（トレーラ）

コード	入力事項	確認欄
	第五輪荷重 kg 以上	
	基準内時の第五輪荷重 基準緩和時の第五輪荷重 kg 以上、 kg 以上とする。	
6 3 1	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（バン型）	
6 3 2	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（タンク型）	
6 3 3	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（幌枠型）	
6 3 4	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）	
6 3 5	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（自動車運搬型）	
6 3 6	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（煽型）	
6 3 7	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）	
6 3 9	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（スタンション（4本）型）	
6 4 0	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（スタンション（6本）型）	
6 4 1	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（スタンション（8本）型）	
6 4 2	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（スタンション（10本）型）	
6 4 3	保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（スタンション（12本）型）	
6 4 5	連結車の組合せによっては本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。	
6 4 7	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	
6 4 8	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	
6 4 9	最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。 最大積載量欄及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	

650	最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。		
	車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 kg、後前軸重 kg、後後軸重 kg		
	第 号 年 月 日 緩和事項 制限事項		
	基準緩和の期限 年 月 日		
	品名	容積(L)	比重
103	積載の組み合わせについては、設置許可書による		
	重量税課税対象車		
100	積載物は、土砂等以外のものとする		
	自 第 号 年 月 日		
	改造内容	【0497】 車枠	【1000】 緩衝装置
		【0498】 車体	【1100】 走行装置
		【0800】 制動装置	【1598】 連結装置
		【0900】 操縦装置	

別表第1 (別添2の5.関係)

細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表

指定自動車等

車名	型式				
	いすゞ	KC-EXD52D2	KC-EXD52E2	KC-EXD82D2	KC-EXD82E2
	KL-EXD52E3	KL-EXD74D3	PJ-EXD52D6	PJ-EXD52E6	PJ-EXD52G6
	PDG-EXD52D8	PDG-EXD52E8	PDG-EXD52G8	PKG-EXD52D8	PKG-EXD52E8
	PKG-EXD52G8	LKG-EXD52AD	LKG-EXD52AE	LKG-EXD52AG	QKG-EXD52AD
	QKG-EXD52AE	QKG-EXD52AG			
UDトラックス (旧ニッサンデ ィーゼル)	KL-CK482BAT	KL-CK482DAT	KL-CK542BAT	KL-CK552BAT	KL-CK632BAT
	ADG-GK4XAB	ADG-GK4XAD	AKG-GK4XAB	AKG-GK4XAD	PKG-GK4XAB
	PKG-GK4XAD	LKG-GK5XAB	LKG-GK5XAD	LKG-GK6XAB	LKG-GK6XAD
	QKG-GK5XAB	QKG-GK5XAD	QKG-GK6XAB	QKG-GK6XAD	QPG-GK5XAB
	QPG-GK5XAD				
日野	KL-SH1FDGG	KL-SH1FFGG	KL-SH1FGGG	KL-SH1KDGG	KL-SH1KFGG
	KL-SH1KGGG	KL-SH4FDGG	KL-SH4FFGG	KL-SH4FGGG	KL-SHD1EAG
	KL-SHD1FAG	KS-SH1EDJG	KS-SH1EDJJ	KS-SH1EFJG	PK-SH1EDJG
	PK-SH1EDJJ	PK-SH1EFJG	PK-SHD1EBG	PK-SHD1FBG	ADG-SH1EDXG
	ADG-SH1EDXJ	ADG-SH1EFXG	BDG-SH1EDXG	BDG-SH1EDXJ	BDG-SH1EFXG
	BKG-SH1EDXG	BKG-SH1EDXJ	BKG-SH1EFXG	BKG-SHD2EAG	BKG-SHD2FAG
	LKG-SH1EDAG	LKG-SH1EDAJ	LKG-SH1EEAG	LKG-SH1EGAG	LKG-SH1EGAJ
	QKG-SH1EDAG	QKG-SH1EDAJ	QKG-SH1EEAG	QKG-SH1EGAG	QKG-SH1EGAJ
	QPG-SH1EDDG	QPG-SH1EDDJ	QPG-SH1EEDG	QPG-SH1EGDG	QPG-SH1EGDJ
三菱	KL-FP54JDR	KL-FP54JER	KL-FP54LDR	KL-FP54MDR	KL-FP55JDR
	PJ-FP54JDR	PJ-FP54JER	PJ-FP55JDR	BDG-FP54JDR	BDG-FP54JER ※1
	BDG-FP55JDR	BDG-FP55JER ※1	BKG-FP54JDR	BKG-FP54JER ※1	LKG-FP54VDR
	LKG-FP54VER	QKG-FP54VDR	QKG-FP54VER	QKG-FP64VDR	QKG-FP64VER
	QPG-FP64VDR	QPG-FP64VER			
ボルボ	PJ-F2TCA1	PK-F2TCA1	BKG-B2TCA1	BKG-B2TEA1	BKG-B2TDA1
	LKG-H2TDA1	LKG-H2TEA1	LKG-M2TDA1	LKG-M2TEA1	QKG-H2TDA1
	QKG-H2TEA1	QKG-M2TDA1	QKG-M2TEA1		
メルセデス・ベ ンツ	KS-9X436	KS-9X441	KS-9X444	KS-9X446	
スカニア	LDG-LA4X2MEBD	LDG-LA4X2MNAC			

※1 後輪主ばね寸法：250×271-2、220×277-2に限る。

並行輸入自動車

車名	販売名称	軸距	後軸緩衝装置の構造諸元			
			懸架 方式	ばね形式	主ばね寸法	ショックアブ ソバ形式
ボルボ	FH12 FM12	3.200m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
		3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
		3.500m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
スカニア	R450LA4X2MNA	3.300m	車軸式	円形スリーブ空	空気ばね：340×406-2	筒型

	R490LA4X2MNA			気ばね及び 1/4 楕円板ばね	板ばね：610×100（47 及び 44）-2	複動式
	R450LA4X2MEB	3.550m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね及び 1/4 楕円板ばね	空気ばね：340×343-2 板ばね：714×100（47 及び 44）-2	筒型 複動式
	R490LA4X2MEB	3.550m 又は 3.700m				
メルセデス・ベ ンツ	ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	340×260-2	筒型 複動式
	ACTROS 1836LS ACTROS 1841LS ACTROS 1843LS ACTROS 1844LS ACTROS 1854LS	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	340×280-2	筒型 複動式
	ACTROS 1843LS ACTROS 1846LS	3.600m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	340×280-2	筒型 複動式
	ACTROS 1840LS ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	275×282-4	筒型 複動式

別紙1（別添2の5.関係）

_____年 ____月 ____日

検査証明書

次の自動車に備える下記の部品、装置は保安基準適合性の検査をし、適合していることを証明いたします。

車名：_____ 型式：_____ 車台番号：_____

記

部品、装置名	認証（型式）、未認証の別

自動車製作者の名称及び所在地：_____

証明者の氏名 _____：_____ 印

所属 _____：_____

職名 _____：_____

備考：氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。